

平成30年9月21日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時00分 開議)

(出席議員 16名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企画財政課長	山 下 光 雄
情報推進課長	門 口 和 彦
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	西 清 孝
健康福祉課長	山 口 勝 好

環境安全課長	荒川 仁
商工観光課長	浜村 大
農林水産課長	北 富美夫
まら整備課長兼上下水道室長	関田 勝行
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	高野 正
学校教育課長	山本 政人
生涯学習課参事	大家 英明

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	前田 稔
議会事務局主幹	宮川 信顕

(議事日程)

日程 第 1 諸般の報告

日程 第 2 町長提出 議案第69号ないし第79号、認定第1号ないし第11号、請願第2号ないし第6号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 発委第1号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程 第 3 町長追加提出 同意第2号(説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程 第 4 議員提出 発議第3号及び第4号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程 第 5 議員の派遣について

日程 第 6 総務産業建設常任委員会及び教育民生常任委員会の閉会中の継続審査並びに各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

(開 議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

南政夫議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第69号ないし第79号、認定第1号ないし第11号 及び請願第2号ないし第6号（委員長報告、質疑、討論、採決）

南政夫議長 次に、町長提出 議案第69号ないし第79号、認定第1号ないし第11号及び請願第2号ないし第6号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 櫻井俊一君。

櫻井俊一総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をします。

本委員会では、6月定例会で付託されました継続審査となっていました請願2件と今定例会において付託されました議案1件について、12日に審査をしましたので報告します。

まず、請願第3号 主要農産物種子法の復活等をもとめる請願書と請願第4号 TPP11（CPTPP）協定の批准しないことを求める請願書については、関係職員や紹介議員の説明を受け、採決の結果、いずれも賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、議案第79号 志賀町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、引き続き県と連携して本社機能の立地促進に取り組むため、条例の一部改正をするものであり、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君。

福田晃悦教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

6月定例会で付託され継続審査となりました請願1件と今定例会で付託されました請願1件について、13日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたのでご報告申し上げます。

まず、継続審査となっております請願第2号 子どもの医療費を18歳（高校卒業）まで窓口無料化にすることを求める請願書については、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、採決した結果、賛成少数で不採択と決した次第であります。

次に、請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書については、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、採決した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、本請願は、意見書を国の関係機関に提出することを求めるものであり、その内容は急を要するものであります。よって、本会議での採択の上、本委員会から議案を提出することで決定しておりますことを申し添えいたします。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 予算決算常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された平成30年度各会計の補正予算に係る議案10件及び平成29年度各会計決算に係る認定11件について、去る14日、18日、19日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え審査したところであります。

その結果、認定第1号 平成29年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数、その他の案件については、全会一致により可決又は認定すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、平成30年度予算の執行及びこれから取り掛かる新

年度予算の編成等には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し健全で計画的な財政運営を図られるよう要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 議会運営委員会委員長 田中 正文君

田中正文議会運営委員会委員長 はい、議長。

それでは、議会運営委員長報告をいたします。

今定例会において、議会運営委員会に付託されました案件は、請願第5号 志賀町議会議員定数の削減を求める請願1件であります。

本請願につきましては、去る11日及び20日に委員会を開催し審査いたしました。議員の身分に関わる重要な事件であり、慎重に審査すべきとの意見があり、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上、議会運営委員長報告といたします。

南政夫議長 委員長報告を終ります。

(質 疑)

南政夫議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南政夫議長 これより、各件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第98条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(午後2時21分 久木拓栄議員退室)

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は、認定第1号 平成29年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

なお、討論での登壇は一回のみですので、請願第2号 子どもの医療費を18歳（高校卒業）まで窓口無料にすることを求める請願書、請願第3号 主要農産物種子法の復活等をもとめる請願書、請願第4号 TPP11（CPTPP）協定を批准しないことを求める請願書、請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書については、賛成の立場から討論を行います。

まず初めに、認定第1号 平成29年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてにつきましては、昨年度も多くの積極的効果的施策が行われました。ただ、平成29年5月において、議員による海外視察が行われ、350万円の支出があります。議員の視察は国内はあっても海外まで行く必要はないように思います。どうしても行く必要がある場合は必要最小限度の人数とし、全員対象の視察は必要ないと思います。よって、これらの理由により、認定第1号 平成29年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については、反対とさせていただきます。

次に請願第2号 子どもの医療費を18歳（高校卒業）まで窓口無料化にすることを求める請願書につきましては、本町では、県下でも早く子どもの医療費が後で戻ってくる償還払いの形で無料化が進められてきました。しかし、今では全国的にも少なく、県下でも七尾市と本町だけとなりました。やはり、子どもの医療費窓口無料化は子育て支援の一番大事なところなのです。企業誘致、就業機会の拡大、移住定住の促進これらと一体のものです。よって、請願第2号 子どもの医療費を18歳（高校卒業）まで窓口無料化にすることを求める請願書につきましては、賛成といたします。

次に、請願第3号 主要農産物種子法の復活等をもとめる請願書についてであります。今現在、廃止になっている種子法は、今後も国が責任を持って国民に安全な食料を供給するため地域にあった品種開発をさせ、農家に安価で普及するため必要と思います。よって、請願第3号 主要農産物種子法の復活等をもとめる請願書には、賛成といたします。

次に、請願第4号 TPP11（CPTPP）協定の批准しないことを求める請願書につきましては、先の通常国会では可決されはしましたが、通ってしまったからと言って放っておけるものではございません。TPPそのものへの怒りは消えていません。いわゆる史上最悪の農産物輸入自由化協定であり、日本の農業

を壊し食料の自給率をなお一層低下させ、食料主権を放棄するものであります。従って、TPPそのものからの離脱を求めて、請願第4号 TPP11（CPTPP）協定の批准しないことを求める請願書には、賛成といたします。

次に、請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書につきましては、特に、職員定数改善について、会で学年ごとに順次実施することが決議されていた35人学級を速やかに実施することを求めて、請願第6号には、賛成をするものであります。

以上、議員各位におかれましては、適切なるご決議議を賜りますようお願いを申し上げます、私の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言なし）

次に、原案に反対者の発言を許します。

南正紀議員 はい、議長。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 私は、請願第3号 主要農産物種子法の復活等をもとめる請願書及び請願第4号 TPP11（CPTPP）協定の批准しないことを求める請願書に対し、反対の立場から討論いたします。

種子法は、1952年、戦後の食糧の安定供給を図るために制定された8条からなる比較的短い法律で、米・麦・大豆の3種類を対象に、奨励品種の選定や原種の生産に都道府県が責任を持つことが定められた法律であります。

これが廃止されると海外から遺伝子組み換えの種子が流入し、海外に日本の食が乗っ取られるなどとして、一部の農家からは強い批判があることは承知をいたしております。しかしながら、懸念される遺伝子組み換えの種子については、厚労省管轄の食品衛生法の問題で、同法による安全性審査で規制されています。種子法が廃止されても、食品衛生法の規制は変わりないのであります。

また、種子法の奨励品種とは、例えば、あきたこまちのような都道府県でブランド化された作物になりますが、確かに地方としてはこの指定がなくなれば困るかもしれません。しかし、実は、種子法廃止とともに各地方自治体では、種子法と同様な条例や要綱が作られました。これで、各地方自治体において、奨励品種

がなくなることは避けられたのであります。

種子法では、国が地方自治体に奨励品種の義務を課していましたが、これからは地方自治体が独自に行うとしています。要するに、奨励品種は国の仕事から地方自治体の仕事に変わっただけであり、やる主体が政府であることについては変わりありません。

我が国の農業を守る枠組みはきちんと維持されているのであります。昔よりも作物の生産量に差が広がった大都市と農業県では、農業への取り組み方が違うのは当たり前のことであります。国主体では、例えば、米の減反など非効率的な政策しか取ることができないため、むしろ農業従事者のためには種子法廃止のメリットは大きいとも考えられます。

これらを勘案するに、種子法の復活がなくとも我が国の農政は健全に維持継続が可能と判断され、その復活だけが生産者の保護に通じるものではないと考え、本請願には賛同しかねるものであります。

続いて、請願第4号についてであります。TPPは、アジア太平洋地域において物の関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、更には知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定であります。

2016年2月に12か国がTPP協定に署名しましたが、2017年1月にアメリカが離脱宣言をしたため、11か国の閣僚がTPPの早期発効に向けた検討を行うことで合意をし、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定を大筋合意、2018年3月には、我が国を含めて11か国の閣僚が署名を行いました。

TPP11の参加国の国内総生産は10兆ドルを超え、世界全体の13パーセントを占めます。アジア太平洋地域に、公正で透明な経済ルールを定着させ成長力の高い巨大市場をつくる意義は大きいと言えます。アメリカの身勝手な輸入制限は中国や欧州などの報復を招き、世界は自由貿易の推進力を失いつつあります。物に課す関税の大半を撤廃し電子商取引や知的財産などの規律も定めるTPP11が、必要性を増しているのは確かであります。

日本はメキシコに続き、2番目に国内の手続きを終えました。参加国には早期発効を目指し、必要な対応が求められます。TPP11が発効すれば、参加国の

拡大交渉も可能とになります。実際、タイやインドネシア、韓国、台湾、コロンビアなどが新規加盟に関心を示しているといわれており、その必要性、重要性が認識できます。加えて申し添えますと、TPP 11は衆議院本会議で5月18日に可決、6月29日には参議院本会議で可決、成立しており、その時点で請願の願意は失われたといわざるを得ません。

よって、本来であれば、本請願は一旦取り下げをし、内容を新たに再提出されるべきものであり、それこそが請願者に対する礼儀であり、誠意であると考えます。これらを踏まえ、本請願には賛同しかねるものであります。

なお、今回上程された認定案件、議案につきましては、すべてにおいて適切であると評価されるべきものであり、賛意を以て認定、可決すべきものと判断をいたします。

議員の皆様方におかれましては、良識ある判断のもと、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、私の請願第3号、第4号に対する反対討論といたします。

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 他にありませんか。

(発言なし)

南政夫議長 討論を終結します。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第69号 平成30年度志賀町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第70号 平成30年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてないし第78号 平成30年度志賀町水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第79号 志賀町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 認定第1号 平成29年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立14名）

南政夫議長 起立多数。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第2号 平成29年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし第11号 平成29年度志賀町立富来病院事業会計決算認定についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。各件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて請願の採決を行います。最初に、閉会中の継続審査となっております請願について採決いたします。

請願第2号 子どもの医療費を18歳（高校卒業）まで窓口無料化にすることを求める請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立3名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第3号 主要農産物種子法の復活等をもとめる請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立3名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第4号 TPP11（CPTPP）協定の批准しないことを求める請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第5号 志賀町議会議員定数の削減を求める請願書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、継続審査であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

続いて、請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。本請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本請願は採択と決しました。

福田晃悦議員 議長。

南政夫議長 福田晃悦君が発言を求めていますので、これを許可します。

2番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 ただ今の請願採択に伴い、この際、委員長会提出議案を提出させていただきます。

(議長に議案を提出)

南政夫議長 ただ今、教育民生常任委員会委員長福田晃悦君から、委員会提出 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました委員会提出 発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第1 委員会提出 発委第1号（趣旨説明、質疑、討論、採決）

南政夫議長 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。

議案を配布してください。

（事務局が議案を配布）

南政夫議長 本案の提出者から、説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

先ほど、請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書の採択に伴い、ただ今提出させていただきました、発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、説明をさせていただきます。

本意見書の趣旨につきましては、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に戻して、教職員の定数改善に向けた財源保障をし、子ども達が全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにすることを求めるものであります。

明日の日本を担う子ども達を育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのために教職員定数の改善は欠かせません。義務教育費国庫負担制度については、小泉内閣の三位一体改革により、義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。そのため独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。

こうした観点から、2019年度の政府予算概算要求に向けての意見書を、本町議会から国及び政府に対して提出していただくよう、本委員会では決定をし、今回議案を提出させていただいたものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解の上、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

南政夫議長 説明を終わります。

(質 疑)

南政夫議長 これより本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南政夫議長 これより、本案に対する討議に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、討論なしとします。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 町長追加提出 同意第2号 (説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

南政夫議長 次に、本日、町長から追加提出のありました同意第2号を議題とします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 去る9月4日に提出をしました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた人事案件にかかる同意1件について、その概要をご説明申し上げます。

同意第2号 志賀町教育委員会教育長の任命については、守田廣三教育長の教育委員としての任期が本年10月21日に満了するにあたり、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律の一部改正による新教育委員会制度の下での教育長として、間嶋正剛氏を任命するため同法第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で、追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

南政夫議長 説明を終わります。

(質 疑)

南政夫議長 お諮りします。

本件については、急施事件及び人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採択したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

本件の採決は起立によって行います。

本件は、志賀町福浦港浦95番地 間嶋正剛氏の志賀町教育委員会教育長の任命に付き、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

日程第4 議員提出 発議第3号及び第4号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

南政夫議長 次に、本日、寺井強君ほか2名から提出のありました発議第3号及び、福田晃悦君ほか2名からの提出のありました発議第4号を一括して議題とします。

両案の提出者から、順次説明を求めます。

5番 寺井強君。

寺井強議員 5番 寺井強です。

今回提出しました、発議第3号 防災・減災対策のための社会資本の維持管理・更新に必要な財政措置を求める意見書についてを説明いたします。

今年7月、梅雨前線や台風7号の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、洪水や浸水、土砂崩れ等が発生し、西日本各地で甚大な被害をもたらしました。このように、近年、全国各地において、記録的な集中豪雨や局地的大雨、豪雪などによる被害が相次いでおります。

また、本町においても今年9月に記録的な大雨に見舞われ、河川の決壊や土砂災害などにより町民の生活に甚大な影響を及ぼしました。地球温暖化の進行に伴う気候変動を新たなステージと捉え、住民の安全・安心を守るため、危機感を持って防災・減災対策に取り組んでいく必要があると思います。

しかしながら、高度経済成長期以降に整備された砂防ダム、堤防等の社会資本は老朽化が進み、建設後50年を超える施設の割合が加速度的に高くなる見込みとなっています。増加する自然災害から人命を守り、被害の最小化を図るため、早急な対応が必要であると思います。

よって、国に対し、防災・減災対策のための社会資本の計画的な維持管理や更新に必要な財政措置を講ずるよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国及び関係機関に対して意見書を提出するものであります。議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本件の主旨説明といたします。

2番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 2番 福田晃悦です。

今回提出しました、発議第4号 賃貸住宅の税制措置を求める意見書の説明をいたします。

我が国の経済は、5年を超える長期的かつ緩やかな経済回復基調が続いておりますが、少子高齢化による将来の社会保障制度への懸念や、子どもの教育費負担増、来年10月に予定される消費税率の引き上げ、世界経済の不安要因などから、特に若い世代を中心に将来の生活の見通しに不安が広がっております。

このような不安が広がる中、住まいは国民の健康で文化的な生活の基盤であることから、すべての人にとって居住の安定を確保することは極めて重要になっており、中でも賃貸住宅に居住する国民の約6割は国民平均所得以下であり、未就

学の学生や年金受給生活者も多く含まれていることから、良質な賃貸住宅が供給され居住条件をより良いものにするため、賃貸住宅の税制措置を講ずることが求められております。

よって、国におかれましては、国民の健康で文化的な生活を守るため、以下2点に取り組まれるよう強く要望いたします。1、家賃及び共益費への消費税の課税は現行どおり対象外とすること。2、賃貸マンションやアパートの大規模修繕積立金を課税対象外とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国及び関係機関に対して本意見書を提出するものであります。議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと提出趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本件の主旨説明といたします。

南政夫議長 説明を終わります。

(質 疑)

南政夫議長 これより、両案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

南政夫議長 お諮りします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南政夫議長 これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中谷松助議員 議長

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は、発議第3号 防災・減災対策のための社会資本の維持管理・更新に必要な財政措置を求める意見書について、発議第4号 賃貸住宅の税制措置を求める意見書について、いずれも賛成の立場から討論をいたします。

まず、発議第3号 防災・減災対策のための社会資本の維持管理・更新に必要な財政措置を求める意見書につきましては、今まさに災害列島日本となっている現状では、今ある施設や、河川の維持管理更新そして改修は益々必要と思います。よって、発議第3号には賛成するものであります。

次に、発議第4号 賃貸住宅の税制措置を求める意見書であります。本意見書文案の中に、来年10月に予定されている消費税の引き上げとあります。これは10パーセントの引き上げを指していると思われませんが、これは何としてもストップさせたい思いを申し添えまして発議第4号には賛成するものであります。

以上、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 他にありませんか。

(異議なしの声あり)

南政夫議長 討論を終結します。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第3号 防災・減災対策のための社会資本の維持管理・更新に必要な財政措置を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出 発議第4号 賃貸住宅の税制措置を求める意見書について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議員の派遣について

南政夫議長 次に、議員の派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員の派遣を行います。

まず、1件目でございますが、期間は本年10月4日から5日までの2日間、滋賀県大津市内で開催される町村議会議員セミナーに参加し、各自治体における森林のあり方等を調査することを目的に議員を派遣するものであります。派遣議員は、稲岡健太郎君であります。

続いて、2件目でございますが、期間は10月30日から31日までの2日間、東京都内で開催される第11回原子力発電所立地議会サミットに参加し、住民の安全・安心の確保と地域の振興に資することを目的に議員を派遣するものであります。派遣議員は、全議員の16名であります。

続いて、3件目でございますが、期間は本年10月31日から11月1日までの2日間、同じく東京都内で開催される原子力立地地域全国大会に参加し、住民の安全・安心の確保と地域の振興に資することを目的に派遣するものであります。派遣議員は、稲岡健太郎君、南正紀君、寺井強君、下池外巳造君、越後敏明君、富澤軒康君、櫻井俊一君、林一夫君、久木拓栄君、そして私、南政夫の10名の議員を派遣するものであります。

お諮りします。

以上のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今、議員の派遣が議決されましたが、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

南政夫議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

南政夫議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成30年第3回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時55分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第21号
陳情について
臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

- 2 議長報告第22号
入札結果報告
(平成30年9月18日 6件)

- 3 議長報告第23号
議員派遣結果報告書
稲岡健太郎議員、富澤軒康議員、戸坂忠寸計議員

- 4 議長報告第24号
委員会所管事務調査等報告書
 - ・志賀町原子力発電所対策特別委員会委員長
 - ・議会運営委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 南 政 夫

志賀町議会議員 富 澤 軒 康

志賀町議会議員 櫻 井 俊 一